

あやせ子育てスタート応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てをスタートする妊婦が安心して出産を迎えられるように経済的な支援をすることを目的として、あやせ子育てスタート応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始日)

第2条 事業の開始日は、令和8年4月1日とする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する妊婦とする。

(1) 前条に規定する事業開始日（以下単に「事業開始日」という。）以降に母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出（届け出先の自治体は問わない。）をしていること。

(2) 産科医療機関等において医師が胎児心拍を確認し、妊娠していることが確認されていること。

(3) 第6条に規定する申請日時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に登録されていること。

2 前項の規定にかかわらず、その他市長が特に必要があると認めた者については支給できるものとする。

(給付金の支給額等)

第4条 給付金の支給額は、当該妊娠につき1回15,000円とし、多胎妊娠の場合においても1回とする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あやせ子育てスタート応援給付金申請書兼請求書（第1号様式以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(申請の期限)

第6条 前条の規定による申請の期限は、当該妊娠が終了する日（出産、流産又は死

産をいう。)の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定し、あやせ子育てスタート応援給付金支給(不支給)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(決定の取り消し)

第8条 市長は、給付金の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたと認めるときは、その支給決定を取り消し、既に支給した給付金の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

あやせ子育てスタート応援給付金申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

あやせ子育てスタート応援給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ 申請者氏名 (妊婦本人)			生年月日	年 月 日		
申請者住所						
電話番号						
申請額	15,000円					
振込口座 〔申請者(妊婦)名義の口座を記入してください。〕	口座名義人(フリガナ)		()			
	金融機関名	銀行 金庫 農協 その他 () 本店 支店(所) 出張所				
	金融機関コード				支店コード	
	預金種類	普通・当座	口座番号			

【添付書類】

- 振込口座が確認できる通帳の写し等(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かる部分)

同意事項 (1) 受給資格の確認のため、綾瀬市が公簿等により確認を行うことに同意します。 (2) 給付金支給の審査に当たり、診察医療機関等に妊娠の状況等について、市が調査を行うことに同意します。 (3) 支給要件に該当していないことが判明した場合には、あやせ子育てスタート応援給付金を返還します。
署名 _____
署名日 年 月 日

第2号様式（第7条関係）

あやせ子育てスタート応援給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のありましたあやせ子育てスタート応援給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分 支給
 不支給
(理由)

2 給付額 15,000円